

【表紙】	発行者情報
【公表書類】	2025年6月30日
【公表日】	株式会社はなホールディングス
【発行者の名称】	(HANA HOLDINGS Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 義人
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中区丸の内一丁目5番28号 伊藤忠丸の内ビル8階
【電話番号】	052-212-7525 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 新美 隆史
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/groups/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社はなホールディングス https://hd.hanahoiku.co.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/
【投資者に対する注意事項】	
1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。	
2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。	
3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場	

規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ－A d v i s e rを選任する必要があります。J－A d v i s e rの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるT O K Y O P R O M a r k e tに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高	(千円) 912,388	2,189,797	2,659,464
経常利益	(千円) 75,422	58,740	112,748
親会社株式に帰属する当期純利益	(千円) 48,443	53,154	85,720
包括利益	(千円) 48,443	53,154	85,720
純資産額	(千円) 281,644	334,798	416,519
総資産額	(千円) 857,881	959,197	1,152,506
1株当たり純資産額	(円) 1,408.22	1,673.99	2,082.60
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円) - (-)	20 (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額	(円) 242.21	265.77	428.60
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円) -	-	-
自己資本比率	(%) 32.8	34.9	36.1
自己資本利益率	(%) 18.8	17.2	22.8
株価収益率	(倍) -	10.0	-
配当性向	(%) -	7.5	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円) 85,492	125,078	146,307
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円) △23,230	△109,894	△124,573
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円) △71,452	△73,069	130,625
現金及び現金同等物の期末残高	(千円) 286,450	228,564	380,923
従業員数 (外、平均臨時雇用人員)	(名) 210 (219)	254 (256)	293 (302)

- (注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。
2. 当社は、2022年10月4日設立のため、それ以前に係る記載はしておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、第1期及び第3期は配当を行っていないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第1期の株価収益率は当社株式が非上場であるため、第3期は当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を()内に外数で記載しております。
7. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第1期、第2期及び第3期の連結財務諸表については、かがやき監査法人により監査を受けております。

2 【沿革】

当社は、2022年10月4日に株式移転により、株式会社はな保育の完全親会社として設立されたため、当社の沿革については、株式会社はな保育の沿革に引き続き記載しております。

株式会社はな保育の設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概 要
2012年7月	保育士・幼稚園教諭専門の人材派遣・人材紹介事業を目的として、株式会社パーソンを愛知県名古屋市中区に資本金100万円で設立
2014年7月	愛知県豊田市に当社初の保育所「はな保育園広美」を開設し、認可外保育事業を開始
2015年4月	愛知県名古屋市中川区に当社初の小規模保育施設「はな保育室こがね」を開設し、小規模保育事業を開始
2016年12月	一般派遣事業の開始
2016年12月	資本金1,000万円に増資
2017年10月	愛知県名古屋市中川区に当社初の認可保育施設「はな保育園せんのんじ」を開設し、認可保育事業を開始
2018年4月	愛知県みよし市が運営するみよし市民病院より当社初の院内保育施設「Qの家」の運営を受託
2018年4月	保育施設の運営コンサルティング事業の開始
2018年5月	本社を現在地（愛知県名古屋市中区丸の内）に移転
2019年4月	株式会社伊藤精密工業所より当社初の企業内（事業所内）保育施設「こころね保育園」の運営を受託
2019年4月	三重県桑名市に小規模保育所「はな保育室くわな駅前」を開設
2019年12月	人材派遣事業を事業譲渡
2021年4月	岐阜県総合医療センターが運営する院内保育施設「こぼと」、病児・病後児保育施設「バンビ」及び岐阜県立多治見病院が運営する院内保育施設「キラキラきっず」の運営を受託
2021年4月	株式会社コペルとエリアフランチャイズチェーン契約を締結し、愛知県名古屋市昭和区に当社初の児童発達支援事業所「コペル御器所教室」を開設
2021年6月	岐阜県各務原市に小規模保育所「はな保育室うぬま駅前」を開設
2022年4月	兵庫県立丹波医療センターが運営する院内保育所の運営を受託
2022年7月	大阪府立病院機構大阪国際がんセンターが運営する院内託児施設の運営を受託
2022年7月	商号を「株式会社はな保育」に変更
2022年10月	株式移転により、株式会社はなホールディングス（資本金1,000万円）を設立し、株式会社はな保育を完全子会社化
2023年4月	愛知県江南市立古知野西保育園、愛知県瀬戸市立こうはん保育園の運営を受託
2023年4月	東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場
2024年4月	愛知県名古屋市中区に認可保育施設「はな保育園くるまみち」を開設
2024年7月	株式会社はな商店を設立
2024年7月	大阪はびきの医療センターが運営する院内託児施設の運営を受託

3【事業の内容】

当社グループは、当社（株式会社はなホールディングス）及び連結子会社2社で構成され、保育事業を主な事業としております。

当社グループは、保育事業の単一の報告セグメントであります。保育事業は保育施設の運営を行う保育事業、保育施設の運営を受託する受託事業及び児童発達支援事業に分かれます。

また、その他事業として保育物品、保育関連システムの販売を行っております。

<保育施設の運営について>

児童福祉法に基づいて国が定める設置基準をクリアして都道府県知事に認可された施設である認可保育所と2015年に施行された子ども・子育て支援新制度で新設された満3歳未満の乳児・幼児を保育することを目的とする利用定員が19人以下の市町村に認可された施設である小規模保育の施設運営を2025年3月31日現在で、東海3県で認可保育所7施設、小規模保育20施設を直営で運営しており、いずれも保護者が仕事や病気などの理由で、認可保育所は0歳から就学前、小規模保育は0歳から2歳までの子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育を行っており、給食の提供も行っております。

「自分らしく生きる」を保育理念として掲げ、子ども達の主体性を尊重し、園での活動を通じて自分自身を好きになり、自分で考え、自分で行動できる子どもになるよう支援しております。

運営方針としては保育所保育指針に忠実に保育を行うことを重視することで保育運営が会社、園、保育士のいずれにも独善的にならないようにしており、保育士の都合で子どもを保育しないこと、保育士には守られている安心感の中で子どもと向き合ってもらうことを大切にしております。

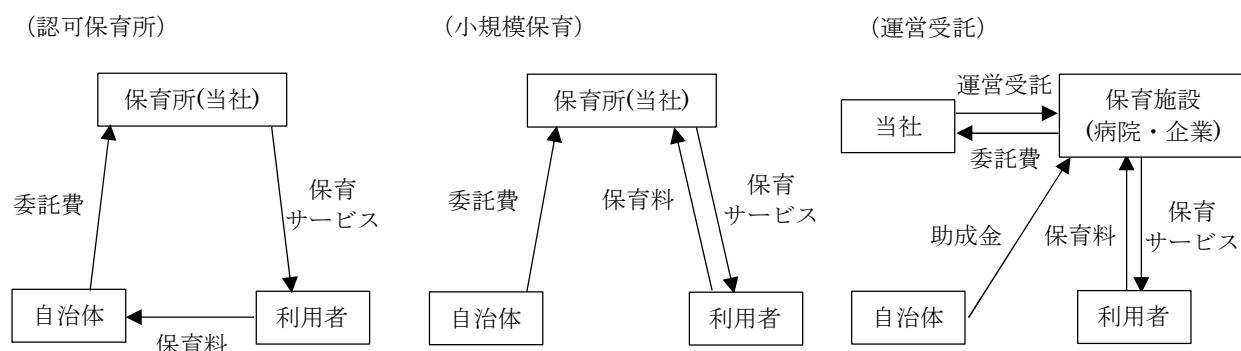
これを実現するためには保育士が定着して長期間安心して勤務できる環境整備が重要と考え、各施設に余裕のある人員を配置する、残業及び持ち帰り仕事を無くす、休憩時間や休暇を確保する、などの取り組みを行うことで保育士へのサポート環境の整備に努めております。

なお、保育サービスの対価として認可保育所は自治体から委託費を、小規模保育は自治体からの委託費と利用者からの保育料を得て事業を行っております。

また病院や企業等が働く従業員及びその地域に居住する方のために設置した保育施設（企業主導型保育事業等）の運営を受託しており、2025年3月31日現在で、20施設の運営を受託しております。

なお、保育サービスの対価として病院・企業等から委託費を得て事業を行っております。

保育所の運営の事業モデルは以下のとおりです。



<児童発達支援事業>

当社グループが運営している保育施設で発達に課題のある子どもの通園が増加していることに着目し、日常生活の自立支援や機能訓練を行ったり、保育所や幼稚園のように遊びや学びの場を提供したりといった支援を行う施設を園児の居住地の身近に整備することが当社グループの事業拡大と社会的貢献の両方に有益であるものと考え、愛知県名古屋市で1施設の運営を行っております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所 有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社はな保育	愛知県名古屋市	10,000	保育事業	100.0	当社が経営管理 している。 役員の兼任4名
株式会社はな商店	愛知県名古屋市	1,000	その他事業	100.0	当社が経営管理 している。 役員の兼任1名

(注) 1. 主要な事業の内容には、セグメント情報の名称を記載しております。

2. 株式会社はな保育は特定子会社であります。

3. 株式会社はな保育については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益状況等	(1) 売上高	2,650,642千円
	(2) 経常利益	101,847千円
	(3) 当期純利益	74,580千円
	(4) 総資産額	1,122,618千円
	(5) 純資産額	424,636千円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数（名）
293（302）

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 当社グループは、保育事業を単一の報告セグメントとしているため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

当社は純粋持株会社で従業員はおりませんが、受入出向者の情報について以下に記載します。

2025年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
2（2）	52.8	8.0年	5,004

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 従業員は、株式会社はな保育からの出向者であり、平均勤続年数は同社での勤続年数を記載しております。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、賃上げの進展や個人消費の回復を背景に、緩やかな成長基調を維持しました。政府の経済対策やインバウンド需要の増加も景気を下支えしましたが、円安の進行やエネルギー価格の上昇により輸入コストが増大し、物価上昇圧力が継続しています。加えて、少子高齢化の進展に伴う労働力不足が深刻化しており、人件費の上昇やサービス提供体制の維持が企業経営上の重要課題となっています。このように、企業活動および家計への影響が顕在化し、景気の先行きには依然として不透明感が残る状況が続きました。

このような経済環境の下、保育業界においては、2023年に発足した「こども家庭庁」を中心に、少子化対策および子育て支援に関する政策が本格的に推進されました。政府の「こども未来戦略方針」に基づき、保育施設の整備拡充や保育の質向上を目的とした施策が進展しており、保育事業の社会的重要性は一層高まっております。

当社グループは、こうした事業環境を踏まえ、保育施設の新設および運営受託の拡大、既存施設の改善に取り組むとともに、保育関連事業の強化を推進してまいりました。また、保育物品および保育関連システムを取り扱う会社を設立し、経営効率の向上と保育サービス品質の向上を両立させるべく、保育関連システムの導入拡大をはじめとする業務プロセスのデジタル化を推進し、DX（デジタルトランスフォーメーション）による業務効率化と保育現場の負担軽減に努めました。

さらには、深刻化する人材不足への対応として、保育士をはじめとする人材の確保および育成に注力し、働きやすい職場環境の整備を進めることで、質の高い保育サービスの持続的提供を目指しました。

なお、直近の出生率は1.15と厳しい状況は続いておりますが、当社の保育施設においては経営上問題になるような状況は今のところ発生しておらず、利用率は前年比4.8%増となっております。また、食材費は高騰していますが、経営努力等により従来の質を維持することができております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は2,659,464千円となり、前連結会計年度と比べて469,666千円（21.4%）増加しました。営業利益は114,774千円と、前連結会計年度と比べて52,052千円（83.0%）増加し、経常利益は112,748千円と、前連結会計年度と比べて54,007千円（91.9%）増加しました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度と比べて32,566千円（61.3%）増加し、85,720千円となりました。

なお、当社グループの報告セグメントは単一であるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は、前連結会計年度末に比べ152,359千円増加し、380,923千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は146,307千円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が117,074千円、減価償却費が29,396千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は124,573千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出90,968千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、獲得した資金は130,625千円となりました。これは主に、短期借入金の純増加額120,000千円等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループは受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社グループの報告セグメントは単一であるため、セグメント別の記載を省略しております。また、当社グループが営む保育事業では販売実績という定義は実態にそぐわないため、売上高で表示しております。

事業区分	売上高(千円)	前年比(%)
保育事業	2,650,642	121.0
その他事業	8,821	-
合計(千円)	2,659,464	121.4

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の売上実績及び当該売上実績の総売上実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	売上高(千円)	割合(%)
名古屋市	805,738	36.7
一宮市	229,035	10.4

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

相手先	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
	売上高(千円)	割合(%)
名古屋市	1,001,072	37.6

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「みんなに優しい未来をつくる」を会社の経営理念としており、それに基づいてこどもとおとながゆったりと向き合い続けられる社会を目指し、「良質な雇用創出を行い社会問題の解決に貢献する」「こどももおとなも公平に会社に関わる人の未来を大切にする」をコンセプトに事業展開を行っております。

(2) 経営戦略等

当社グループが展開する子育て支援事業を取り巻く環境は、女性の社会進出や、子どもは社会が育てるという環境の醸成により、依然として安定した需要見込まれるものと思われます。しかし2025年度は「新子育て安心プラン」から「保育政策の新たな方向性」へと「保育の量の拡大」からの転換期となります。新規開園もまだ可能と考えられますが、これらの需要減をカバーする為、当社では継続的な営業努力が求められるものと考えております。

このような状況を踏まえ、当社グループは中期経営計画において“選ばれる企業としての絶対的な地位の確立”を目指し、以下の項目を重点目標に掲げて取り組んでまいります。

- ① 経営管理態勢の更なる強化
- ② 良質な人材の維持確保
- ③ 保育サービスの更なる向上
- ④ 営業力の一層の強化

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

① 人材の確保

運営施設の増加に伴い、保育士、調理師等の資格を有する優秀な人材の確保が急務となっております。特に2024年度には「こども未来戦略」により4・5歳児の職員配置基準を見直され、2025年度からは1歳児についても職員配置の改善が進んでおり、保育士等の確保がさらに難しくなることが予想されます。当社グループでは、給与条件の改善、業務効率化等により働きやすい環境整備に向けた取り組みを継続して行うとともに、職員の意欲がさらに高まるような研修の充実などを進め、引き続き優秀な人材の確保に向けた施策を推進してまいります。

② 保育サービスの品質の向上

当社グループでは、社内研修の実施や処遇改善等による働き方改革の推進により保育の質の維持・向上に努めており、現場においては、保育士等の職員が保育に集中できる環境作りやこども一人ひとりに対して丁寧に向き合える環境を作る仕組みの構築に努めており、タブレット機器の導入をはじめとする保育施設のICT化を推進しております。

③ 受託保育事業の新規受託、新規事業への取り組み

当社グループの主力事業である公的保育事業で培ったノウハウを活用できる公立保育所や事業所内保育施設等の運営受託事業を経営の2本目の柱となるよう規模拡大に積極的に取り組んでおり、地域社会や業務委託検討先のニーズに合った提案力の強化などの営業力強化に注力してまいります。

また既存事業とのシナジー効果を活かした新規事業の展開にも取り組んでおり、現在1施設運営を行っている児童発達支援事業の拡大、保育物品及び保育関連システムの販売を目的として設立した株式会社はな商店の営業力強化、今後も当社の経営方針に合致する事業への参入を目指しております。

④ コンプライアンスへの取り組み

保育事業を展開するにあたって根拠となる法律・条令等の遵守は、厳格に実施しており、当社グループが保有している施設利用者等の個人情報についても、法律に則った取扱いを徹底しております。

またコンプライアンスへの取り組みを重視することがより良い人材の確保や企業価値の向上などにもつながると考えており、これらへの取り組みとしては、社内規程の整備や社員研修等によってコンプライアンスへの意識向上を図っております。

⑤ デジタルトランスフォーメーション（D X）の推進

保育の現場においては入退室の管理や園と保護者をつなぐ連絡帳の電子化といった I C T化に向けた取り組みを行っており、この取り組みをより一層進めてまいります。

またバックオフィスや営業部門においても D Xへの取り組みを積極的に進めていき、情報システムの全体最適化やオフィスワーク・リモートワークの環境整備など、社内業務のより一層の効率化を目指してまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は本書公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 少子化について

当社グループは、保育事業を主要な事業としており、認可保育所・小規模保育及び受託保育事業を展開しております。少子化が急速に進行し、市場が著しく縮小した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 人材の確保及び育成について

当社グループでは、新規施設の増加に伴い、保育士や指導員、スタッフの確保が必要となっております。当社グループでは、人材紹介事業のノウハウを活用した採用活動を行っておりますが、更なる採用活動の強化のため、社員紹介制度の構築、保育士専門の人材紹介会社からの紹介等の施策も実施しております。また、教育研修制度の充実を進め、人材の育成と離職率の低下に向けた取り組みを行っております。

しかしながら、施設数の増加に人材の確保が追いつかない場合には、既存施設の運営や新規施設の開園計画に遅延等を及ぼす可能性があり、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 国や自治体による方針や関連法規制等の改訂等について

保育所の設置認可に係る規制緩和が2000年に実施され、株式会社の参入が認められるなど、国及び自治体は待機児童解消に向け、様々な施策を実施しております。しかしながら、今後国や自治体の方針の変更による法令等の改正が実施され、補助金の削減や株式会社による保育所の開設が認められなくなる等の方針転換がなされた場合に、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) 許認可事業等について

当社グループは、保育事業において、児童福祉法第35条第4項に基づき、民間事業者等が都道府県知事の認可を受けて設置する認可保育所、児童福祉法第34条の15第2項に基づき、民間事業者等が区市町村長の認可を受けて行う小規模保育施設等を運営しており、許認可権限、指定権限を持つ行政機関へ設置の申請を行い、審査を経た上で許認可や指定が付与されます。

許認可の有効期限や更新のための審査はないものの定期的に行政による施設に対しての指導監査が実施され、設備運営基準等に違反したときには認可が取消になる場合があります。

本書提出日現在において、当社グループ事業において運営している施設に許認可取消、指定取消事由は発生しておりませんが、今後、何らかの原因により許認可や指定が行政機関から取消された場合等には、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(5) 運営施設における事故等のリスクについて

当社グループは、保育施設等の運営において防犯カメラ・クラウド録画サービスの設置や施設内の清掃・整理整頓の徹底などの園児の安全を確保する体制を整備しており、過去に業績に多大な影響を与えるような事故等は発生しておりません。しかしながら、万が一重大な事故等が発生し、所管する自治体等からの事業停止命令を受けた場合や、保護者等から損害賠償請求を受けた場合、ならびに風評被害等により多数の園児の退園が生じた場合には、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(6) 食の安全性について

当社グループでは、園児に対して給食を提供していることから食品衛生法に基づき、厳正な食材管理並びに衛生管理を実施し、食中毒などの事故防止に努めております。しかしながら、何らかの原因により食の安全性に重大な問題が生じた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(7) 感染症の流行について

当社グループでは、多くの利用者に安全な保育サービスを提供するため、感染症について厳重に対応しておりますが、新型インフルエンザやノロウイルスなどの感染症が流行した場合、利用者が大きく減少し、従事する従業員が多数欠勤し、施設の運営が困難となる可能性があります。その場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) 大規模な災害について

当社グループの運営する施設はその大部分が愛知県・岐阜県・三重県の東海三県に集中しております。この地域において大規模な地震や火災・集中豪雨等による水害等の発生により、園児や従業員、施設の建物が被害を受けた場合、当該施設の運営が困難となり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(9) 個人情報の保護について

当社グループの保育施設においては、事業の性質上、園児をはじめ、保護者や家族の氏名、住所及び職業などの情報を取得し保持しております。これら顧客の個人情報の取扱いについては「個人情報保護規程」「特定個人情報取扱規程」「情報セキュリティ管理規程」を制定し、従業員教育、各種ソフトウェアの監視等の情報セキュリティ対策を講じ、厳重に管理しておりますが、万一漏洩するようなことがあった場合、利用者からだけでなく、広く社会的な信用を失墜することとなり、施設の許認可及び指定に影響が出るなど、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(10) 資金調達について

当社グループでは、保育施設の新規開園に関する設備資金を金融機関からの借入により調達しており、総資産に対する有利子負債合計の割合は、当連結会計年度末において28.8%となっております。今後、金利の上昇等の金融情勢の変化、または取引金融機関の方針変更等により予定必要資金の調達が困難となり、新規施設の開園計画に影響を及ぼすことで、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(11) 固定資産の減損について

当社グループが運営する施設の業績が悪化し、その回復の見込みがない場合、あるいは新規開園から一定期間を経過しても業績改善の見込みがない場合、固定資産の減損処理が必要となり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(12) 季節変動について

当社グループにおける保育所等は4月に新規開設されるものが大部分となっております。そのため、上半期において、多額の開設準備費用が計上される傾向にあります。

また保育事業においては、毎年4月になると5歳児等クラスが小学校へ進級する一方、新規0歳児は月齢を満たした後に入園することから、児童数が一時的に減少する傾向があります。

このため、上半期は下半期と比較して児童数・施設稼働率が減少する傾向があります。

(13) 創業者依存について

当社の代表取締役である加藤義人は、株式会社はな保育の創業者であります。同氏は保育業界に精通しており、経営戦略等の策定において重要な役割を果たしております。当社グループ

では、役員等への権限移譲やコーポレート・ガバナンス体制の構築により、同氏に過度に依存しない経営体制を整備しておりますが、何らかの事情により同氏が当社グループの業務を継続することが困難になった場合は、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(14) 新たに保育所等の施設を開設する場合の経営成績に対する影響について

新たに保育所等の施設を開設する場合、開設時においては、3歳～5歳児等で定員を満たさず、開設初年度からの数年間は稼働率が低く、施設開設後一定期間は赤字となる傾向にあります。その後、低年齢クラスの児童が進級を重ねることにより、稼働率が向上し売上が増加することで、通常開設後2～3年目以降に黒字化する傾向があります。

(15) 配当政策について

当社は、将来の事業展開に即応できる財務体質の強化を重要課題のひとつとして位置付けております。そのため、内部留保の充実を図り、事業の効率化及び拡大のための投資を積極的に行い、企業価値の向上を図ることが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。配当政策については、内部留保の充実状況や株主への利益還元とのバランス等を踏まえて検討していく方針であり、株主への配当に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser 契約上の義務＞

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社(以下、「甲」とします。)において下記の事象が発生した場合には、株式会社日本M&Aセンター(以下、「乙」とします。)からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の

末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下、「産競法」という。)に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」(以下、「私的整理に関するガイドライン」という。)に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 上記(a)各号における再建計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合に

は、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

（b）甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a） TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

（b） 前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a） TOKYO PRO Market の上場株券等

（b） 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の

効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、

なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

当社は、2025年5月8日開催の取締役会において、株式会社エデュケーションネットワークの全株式を取得することについて決議し、2025年5月8日付で株式譲渡契約を締結いたしました。これにより当社は同社の全株式を保有し、同社は当社の連結子会社となりました。

詳細は、「第6 経理の状況 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第3期連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産は706,552千円となり、前連結会計年度末に比べ201,529千円増加しました。これは主に未収入金が30,653千円減少したものの、現金及び預金が152,359千円、売掛金が87,869千円増加したことによるものであります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産は445,954千円となり、前連結会計年度末に比べ8,220千円減少しました。これは主に保険積立金が9,328千円増加したものの、有形固定資産が15,250千円減少したことによるものであります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債は482,981千円となり、前連結会計年度末に比べ81,898千円増加しました。これは主に未払金が60,435千円減少したものの、短期借入金が120,000千円増加したことによるものであります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は253,005千円となり、前連結会計年度末に比べ29,690千円増加しました。これは主に長期借入金が27,327千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は416,519千円となり、前連結会計年度末に比べ81,720千円増加しました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益85,720千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資は、2025年4月に開設予定の施設への設備投資を中心に、12,090千円（補助金等による圧縮記帳額19,658千円控除後）の設備投資を実施しました。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は次のとおりであります。

（1）発行者

重要な設備の取得及び除売却はありません。

（2）国内子会社

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (名)
			建物及び 構築物 (千円)	リース資産 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
株式会社 はな保育	本社 (愛知県名古屋市 中区)	事務所	5,375	2,878	4,173	12,427	11 (4)
	はな保育室こがね 他26園 (愛知県)	保育設備	188,148	10,790	11,651	210,590	189 (166)
	はな保育室うぬま 駅前他2園 (岐阜県)	保育設備	3,774	-	636	4,410	12 (38)
	はな保育室くわな 駅前 (三重県)	保育設備	5,581	-	328	5,910	3 (7)
	はな保育室まがり かわ (奈良県)	保育設備	2,771	-	733	3,505	-

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具、工具、器具及び備品、ソフトウェアの合計であります。なお、上記の金額のうち、2021年4月以降取得の設備の金額には消費税等を含めておりません。
2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. 従業員数の（ ）は、平均臨時雇用者数を外書きしております。
4. 当社は、セグメント情報を記載していないため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。
5. 上記の他、賃借している主要な設備は本社オフィスであり、当連結会計年度に係る賃料は8,095千円であります。

（3）在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
当社グループの重要な設備等の新設等の計画はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
当社グループの重要な設備等の除却等の計画はありません。

第 5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	連結会計年度末現在発行数 (2025 年 3 月 31 日) (株)	公表日現在発行数 (2025 年 6 月 30 日) (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	800,000	600,000	200,000	200,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	800,000	600,000	200,000	200,000		—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【M S C B 等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2024 年 4 月 1 日～ 2025 年 3 月 31 日	—	200,000	—	10,000	400	400

(6) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数 100株）								単元未 満株式 の状況 （株）
	政府及 び地方 公共団 体	金融 機関	金融商 品取引 業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人 以外	個人			
株主数 （人）	－	－	－	1	－	－	1	2	－
所有株 式数 （単元）	－	－	－	100	－	－	199,900	200,000	－
所有株 式数の 割合 （％）	－	－	－	0.05	－	－	99.95	100.00	－

(7) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 （株）	発行済株式に対する 所有株式数の割合 （%）
加藤 義人	愛知県あま市	199,900	99.95
株式会社HY	大阪市阿倍野区美章園2-13-1	100	0.05
計	—	200,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 （自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式 （その他）	—	—	—
完全議決権株式 （自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式 （その他）	普通株式 200,000	200,000	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式であり、単 元株式数は100株であり ます。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	200,000	—	—
総株主の議決権	—	200,000	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(9)【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、経営環境や業績の状況及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当ができる旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。

なお、内部留保資金につきましては、更なる事業拡大に向け、保育施設の新規開設などの設備投資等の原資に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月
最高(円)	-	-	-	-	-	-
最低(円)	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)における取引価格であります。

2. 2024年10月から2025年3月について、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)における売買実績はありません。

5【役員の状況】

男性3名 女性1名(役員のうち女性の比率25.0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役社長	—	加藤 義人	1976年 4月6日	2000年4月 株式会社タイアップ入社 2006年6月 株式会社リクルートR&Dスタッフイング入社 2009年8月 Crew(個人事業主)開業 2012年7月 株式会社パーソンズ(現 株式会社はな保育)設立 代表取締役就任(現任) 2022年10月 当社代表取締役就任(現任)	(注) 2	(注) 4	199,900

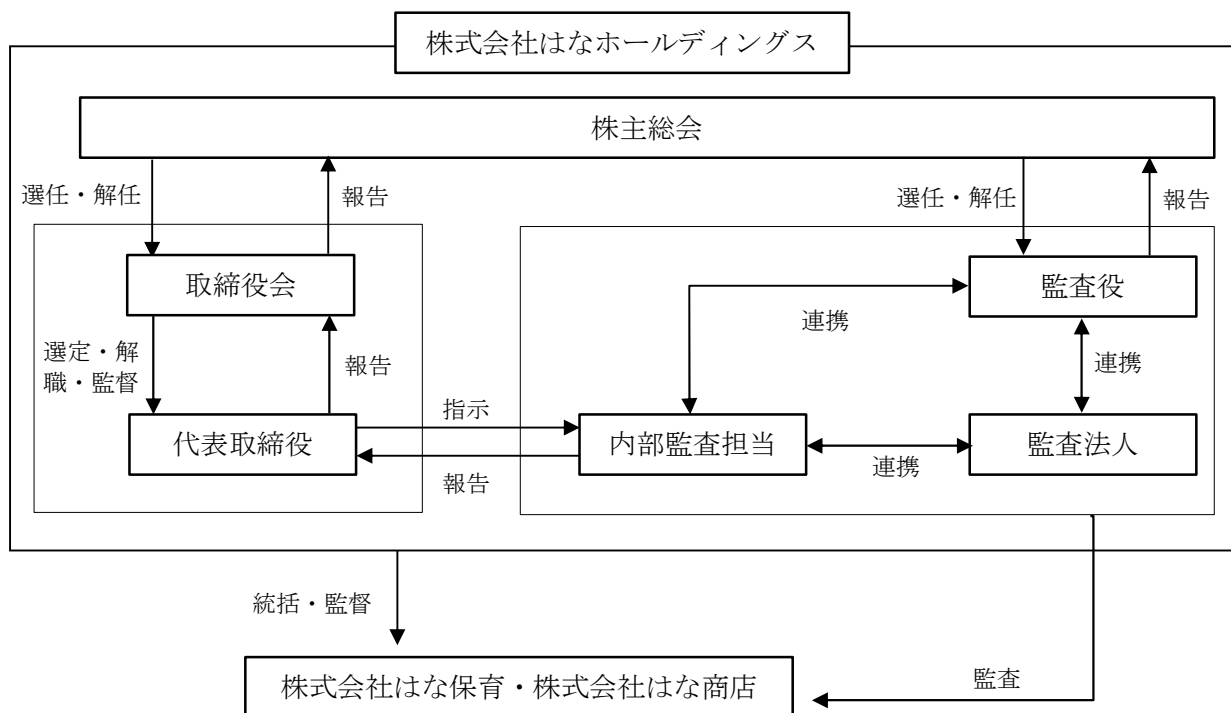
				2024年7月	株式会社はな商店 代表取締役就任 (現任)			
取締役	管理 本部長	新美 隆史	1978年 8月6日	2001年4月	山梨大学附属幼稚園入職	(注) 2	(注) 4	—
				2002年10月	株式会社ナムコ入社			
				2011年7月	ミドリ安全知多株式会社入社			
				2017年3月	株式会社パーソンズ(現 株式会社はな保育)入社			
				2020年7月	株式会社パーソンズ(現 株式会社はな保育)取締役就任(現任)			
				2022年10月	当社取締役就任(現任)			
取締役	保育 事業本部長	滝口 菜穂子	1961年 9月8日	1982年4月	もみじ幼稚園入職	(注) 2	(注) 4	—
				2007年4月	医療法人愛生館はとぼっぽ保育所入職			
				2012年9月	託児所こどもひろば入職			
				2013年8月	社会福祉法人任天会富士見の森保育園入職			
				2017年4月	株式会社パーソンズ(現 株式会社はな保育)入社			
				2020年7月	株式会社パーソンズ(現 株式会社はな保育)取締役就任(現任)			
				2022年10月	当社取締役就任(現任)			
監査役	—	富永 淳志	1981年 11月28日	2004年4月	株式会社NTTファシリティーズ入社	(注) 3	(注) 4	—
				2010年1月	有限責任あずさ監査法人入所			
				2014年8月	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社入社			
				2016年10月	富永公認事務所開業(現任)			
				2020年3月	株式会社global bridgeHOLDINGS(現: AIAIグルー			

				ブ株式会社) 社外 監査役就任			
				2020年12月 アリオンパートナ ーズ株式会社設立 代表取締役就任 (現任)			
				2020年12月 Trim株式会社 社外監査役就任			
				2021年6月 当社 社外監査役 就任 (現任)			
				2021年9月 Frich株式会社 社外監査役就任			
				2022年10月 株式会社ニューロ マジック社外監査 役就任 (現任)			
				2023年3月 山八商事株式会社 社外監査役就任 (現任)			
計							199,900

- (注) 1. 監査役 富永淳志は、社外監査役であります。
2. 取締役の任期は、2024年6月28日開催の定時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の任期は、2023年1月30日開催の臨時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2025年3月期における役員報酬の総額は、47,496千円を支給しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、保育事業という公共性の高い事業を営んでおります。そのため法令遵守の徹底、迅速かつ適切な経営判断・業務執行等を通じたコーポレート・ガバナンスの継続的な強化に努めております。また、持続的な成長・発展を遂げていくためには、経営の効率性と健全性を高めることが重要であると認識しており、最適な経営管理体制の構築に努めております。

②会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

(a) 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、3名の取締役で構成されており、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令で定められた事項、経営に関する重要な事項の決定及び業務執行の監督を行っております。

(b) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、監査役を1名置いております。監査役は監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

(c) 会計監査

当社は、かがやき監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2025年3月期において監査を執行した公認会計士は奥村隆志氏、牛丸智詞氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名であります。

なお、当社と同監査法人及び従事する業務執行社員との間には特別の利害関係はありません。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長の直下に内部監査担当者1名を配置しており、業務を監査しております。当社及び当社子会社の各部門の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長に対して報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

監査役は、取締役会への出席、稟議書等重要な文書の閲覧、必要に応じ取締役及び使用人に対して事業に関する報告を求めること等を通じて、取締役の意思決定プロセスや業務執行状況の把握に努め、取締役の職務執行の適法性を監視しております。

また、内部監査担当者、監査役及び監査法人は、それぞれの監査計画、監査の進捗状況や監査結果等に関して情報交換を行い、効果的かつ効率的な監査を実施するよう努めております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥社外取締役及び社外監査役との関係について

当社は社外取締役を選任していませんが、社外監査役は1名選任されており、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制を構築しております。社外監査役と当社の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準、方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては客観的かつ中立的な経営監視機能が十分に発揮されるよう考慮しております。

⑦役員報酬の内容

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	役員退職慰 労金	
取締役（社 外取締役を 除く）	45,096	30,225	8,176	—	6,695	3
監査役（社 外監査役を 除く）	—	—	—	—	—	—
社外役員	2,400	2,400	—	—	—	1
計	47,496	32,625	8,176	—	6,695	4

（注）取締役の報酬等の総額には、役員退職慰労引当金繰入額6,695千円（取締役3名）を含めております。

⑧支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないよう対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の

利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑨取締役及び監査役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑩取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

該当事項はありません。

⑫自己株式の取得

該当事項はありません。

⑬中間配当に関する事項

該当事項はありません。

⑭取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮株式の保有状況

該当事項はありません。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	10,000	-
連結子会社	-	-
計	10,000	-

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針はありませんが、当社の規模及び特性、監査日数等の諸要素を勘案し、適切に決定しております。

第6【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976 年大蔵省令第 28 号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 6 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、当社の当連結会計年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の連結財務諸表について、かがやき監査法人の監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	228,564	380,923
売掛金	161,778	249,647
貯蔵品	14,553	4,394
未収入金	63,107	32,454
その他	37,125	39,188
貸倒引当金	△106	△55
流動資産合計	505,022	706,552
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※1 336,927	※1 356,659
減価償却累計額	△68,384	△98,293
建物及び構築物（純額）	268,542	258,365
リース資産	30,530	33,728
減価償却累計額	△16,279	△20,059
リース資産（純額）	14,250	13,668
その他	※1 74,891	※1 79,344
減価償却累計額	△53,347	△62,292
その他（純額）	21,543	17,051
有形固定資産合計	304,336	289,086
無形固定資産		
ソフトウェア	1,187	471
無形固定資産合計	1,187	471
投資その他の資産		
保険積立金	55,462	64,790
繰延税金資産	29,180	29,883
その他	64,008	61,776
貸倒引当金	-	△54
投資その他の資産合計	148,650	156,395
固定資産合計	454,174	445,954
資産合計	959,197	1,152,506

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,803	18,523
短期借入金	-	120,000
1年内返済予定の長期借入金	55,316	61,004
未払金	81,491	21,056
未払費用	155,190	148,361
未払法人税等	25,231	15,466
預り金	43,608	67,052
その他	33,442	31,517
流動負債合計	401,083	482,981
固定負債		
社債	5,000	-
長期借入金	103,545	130,872
リース債務	11,354	10,279
役員退職慰労引当金	35,205	41,900
資産除去債務	68,210	69,954
固定負債合計	223,314	253,005
負債合計	624,398	735,987
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	-	400
利益剰余金	324,798	406,119
株主資本合計	334,798	416,519
純資産合計	334,798	416,519
負債純資産合計	959,197	1,152,506

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	※1 2,189,797	※1 2,659,464
売上原価	1,906,777	2,288,792
売上総利益	283,020	370,671
販売費及び一般管理費	※2 220,298	※2 255,897
営業利益	62,721	114,774
営業外収益		
設備賃貸料	365	547
受取手数料	84	-
助成金収入	19	1,727
還付消費税等	-	805
その他	186	816
営業外収益合計	655	3,897
営業外費用		
支払利息	1,375	1,957
補助金返還額	1,401	860
障害者雇用納付金	1,700	2,550
その他	159	554
営業外費用合計	4,636	5,923
経常利益	58,740	112,748
特別利益		
固定資産売却益	※3 627	-
補助金収入	63,023	24,168
特別利益合計	63,650	24,168
特別損失		
固定資産圧縮損	※4 43,713	※4 19,842
特別損失合計	43,713	19,842
税金等調整前当期純利益	78,677	117,074
法人税、住民税及び事業税	32,329	32,056
法人税等調整額	△6,806	△703
法人税等合計	25,523	31,353
当期純利益	53,154	85,720
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	53,154	85,720

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	53,154	85,720
包括利益	53,154	85,720
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	53,154	85,720
非支配株主に係る包括利益	-	-

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	10,000	271,644	281,644	281,644
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益		53,154	53,154	53,154
当期変動額合計	-	53,154	53,154	53,154
当期末残高	10,000	324,798	324,798	334,798

当連結会計年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	10,000	-	324,798	334,798	334,798
当期変動額					
剰余金の配当		△4,000		△4,000	△4,000
親会社株主に帰属する 当期純利益			85,720	85,720	85,720
利益剰余金から資本剰 余金への振替		4,400	△4,400	-	-
当期変動額合計	-	400	81,320	81,720	81,720
当期末残高	10,000	400	406,119	416,519	416,519

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	78,677	117,074
減価償却費	29,328	29,396
長期前払費用償却額	20,170	24,007
固定資産圧縮損	43,713	19,842
補助金収入	△63,023	△24,168
売上債権の増減額 (△は増加)	△86,590	△87,869
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△2,769	10,159
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,945	11,720
未払金の増減額 (△は減少)	△12,879	8,920
未払費用の増減額 (△は減少)	43,382	△7,523
預り金の増減額 (△は減少)	30,081	23,444
その他	4,175	180
小計	86,213	125,184
利息及び配当金の受取額	4	180
利息の支払額	△1,489	△2,614
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△6,900	△39,467
補助金の受取額	47,250	63,023
営業活動によるキャッシュ・フロー	125,078	146,307
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△72,490	△90,968
長期前払費用の取得による支出	△26,321	△23,051
その他	△11,082	△10,553
投資活動によるキャッシュ・フロー	△109,894	△124,573
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	-	120,000
長期借入れによる収入	-	100,000
長期借入金の返済による支出	△52,298	△66,985
社債の償還による支出	△17,000	△14,500
その他	△3,771	△7,889
財務活動によるキャッシュ・フロー	△73,069	130,625
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△57,886	152,359
現金及び現金同等物の期首残高	286,450	228,564
現金及び現金同等物の期末残高	※ 228,564	※ 380,923

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社はな保育

株式会社はな商店

上記のうち、株式会社はな商店については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～47 年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2020 年 3 月 31 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

保育事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下のとおりであります。

主に自治体との契約等に基づき契約期間において保育園等の運営を行うことにより、一定の委託費の収入を得ております。当該委託費については、自治体との契約等により定められ

た期間において、園児数、保育士数などの一定の要件に応じた保育園等の運営を行うことにより履行義務が充足されることとなりますので、契約期間にわたり収益を認識しております。

また、一部の売上については保護者との契約により園児等への保育サービスを提供することにより収入を得ております。当該収益については、一定期間園児等を預かり、その期間内に一定の保育サービスを提供することで履行義務が充足されることとなります。保育サービスは、主に保育時間、食事等のサービスの提供を元に収益額が計算されます。サービスの提供に応じて履行義務が充足されますが、主に計算期間の単位を1ヶ月とし、月単位で収益を認識しております。

その他事業は主に保育物品、保育関連システムの販売を行っております。当該商品は国内販売のみであり、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払費用として計上し、5年間で均等償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産

(1) 連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	29,180	29,883

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、企業会計上の資産・負債と税務上の資産・負債との差額である一時差異等について税効果会計を適用し、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及びタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性に基づき判断しております。

課税所得の見積りは、将来計画の前提となった数値を、経営環境等の外部要因に関する情報や当社が用いている内部の情報に基づいて算定しております。

当該見積りについて、市場環境の変化により前提条件が変更された場合には当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号2024年9月13日企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号2024年9月13日企業会計基準委員会)等

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱を定めるものです。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「買掛金」及び「預り金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた83,854千円は、「買掛金」6,803千円、「預り金」43,608千円、「その他」33,442千円として組み替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた206千円は、「助成金収入」19千円、「その他」186千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「仕入債務の増減額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた6,121千円は、「仕入債務の増減額」1,945千円、「その他」4,175千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 固定資産の圧縮記帳

前連結会計年度において、国庫補助金等の受入れにより、43,592千円の圧縮記帳をおこないました。その内訳は、建物及び構築物37,995千円、その他5,597千円であります。

なお、有形固定資産に係る国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2024年3月31日)	
建物及び構築物	429,014千円
その他	26,923
計	455,938

当連結会計年度において、国庫補助金等の受入れにより、19,658千円の圧縮記帳をおこないました。その内訳は、建物及び構築物17,183千円、その他2,475千円であります。

なお、有形固定資産に係る国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (2025年3月31日)	
建物及び構築物	446,197千円
その他	29,399
計	475,597

※ 2 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達をおこなうため取引銀行 2 行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)
当座貸越極度額	60,000千円	120,000千円
借入実行残高	-	120,000
差引額	60,000	-

(連結損益計算書関係)

※ 1 顧客から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
役員報酬	40,040千円	32,625千円
従業員給料	51,505	54,603
役員退職慰労引当金繰入額	6,580	6,695
支払手数料	51,095	65,439

※ 3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
有形固定資産（その他）	627千円	-千円
計	627	-

※ 4 固定資産圧縮損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
建物及び構築物	37,995千円	17,183千円
有形固定資産（その他）	5,597	2,475
その他	121	183
計	43,713	19,842

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式（株）	200,000	-	-	200,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月28日 定時株主総会	普通株式	4,000	資本剰余金	20	2024年3月31日	2024年6月28日

当連結会計年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式（株）	200,000	-	-	200,000

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

- ※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表の現金及び預金勘定の金額は一致しております。

（リース取引関係）

（借主側）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

主として、保育事業における厨房機器であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内	1,272	1,980
1年超	1,877	3,661
合計	3,150	5,642

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用及び預り金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権である売掛金については、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、定期的にモニタリングを行っております。敷金及び保証金については、差入先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024 年 3 月 31 日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債			
1 年内償還予定の社債（流動負債）	14,500		
社債	5,000		
社債合計	19,500	19,385	△114
(2) 長期借入金			
1 年内返済予定の長期借入金	55,316		
長期借入金	103,545		
長期借入金合計	158,861	158,069	△791
(3) リース債務			
リース債務（流動負債）	3,661		
リース債務（固定負債）	11,354		
リース債務合計	15,016	14,513	△502
負債計	193,377	191,969	△1,407

(*) 「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「預り金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

当連結会計年度（2025 年 3 月 31 日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金			
1 年内返済予定の長期借入金	61,004		
長期借入金	130,872		
長期借入金合計	191,876	191,194	△681
(2) リース債務			
リース債務（流動負債）	4,365		
リース債務（固定負債）	10,279		
リース債務合計	14,644	14,308	△336
負債計	206,520	205,503	△1,017

(*) 「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「預り金」「1 年内償還予定の社債」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前連結会計年度 (2024 年 3 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	228,564	-	-	-
売掛金	161,778	-	-	-
未収入金	63,107	-	-	-
合計	453,449	-	-	-

当連結会計年度 (2025 年 3 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	380,923	-	-	-
売掛金	249,647	-	-	-
未収入金	32,454	-	-	-
合計	663,025	-	-	-

2. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (2024 年 3 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
社債	14,500	5,000	-	-	-	-
長期借入金	55,316	41,000	35,330	19,460	7,140	615
リース債務	3,661	3,661	2,817	2,759	1,461	654
合計	73,477	49,661	38,147	22,219	8,601	1,269

当連結会計年度 (2025 年 3 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
社債	5,000	-	-	-	-	-
長期借入金	61,004	55,334	39,464	27,144	8,930	-
リース債務	4,365	3,520	3,462	2,165	1,130	-
合計	70,369	58,854	42,926	29,309	10,060	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当する金融商品はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	19,385	-	19,385
長期借入金	-	158,069	-	158,069
リース債務	-	14,513	-	14,513
負債計	-	191,969	-	191,969

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	191,194	-	191,194
リース債務	-	14,308	-	14,308
負債計	-	205,503	-	205,503

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債及び長期借入金、並びにリース債務

これらの時価の算定は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
資産除去債務	22,905千円	24,679千円
役員退職慰労引当金	11,820	14,642
減損損失	4,784	4,123
未収補助金	2,194	-
未払役員賞与	2,116	2,339
未払労働保険料	7	-
その他	3,778	2,696
繰延税金資産計	47,604	48,479
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	18,220	18,596
未収還付事業税	204	-
繰延税金負債計	18,424	18,596
繰延税金資産の純額	29,180	29,883

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	33.58%	33.58%
(調整)		
住民税均等割	1.94	1.66
中小法人軽減税率	△5.64	△1.37
法人税額の特別控除額	△1.15	△4.01
永久差異	4.33	△2.51
法定実効税率の変更	-	△0.96
その他	△0.62	0.39
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.44	26.78

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、翌々連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を 33.58%から 35.28%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）の金額は 1,126 千円増加し、法人税等調整額が 1,126 千円減少しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社グループは、保育施設及び事務所等について賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃貸借期間終了時の原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数に応じて 22 年～34 年と見積もり、割引率は 0.3%～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	60,465千円	68,210千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	7,439	1,339
時の経過による調整額	305	404
資産除去債務の履行による減少額	-	-
期末残高	68,210	69,954

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
収益認識の時期		
一定期間にわたり移転される財又はサービス	2,189,797	2,650,642
一時点で移転される財又はサービス	-	8,821
顧客との契約から生じる収益	2,189,797	2,659,464
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	2,189,797	2,659,464

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高） 売掛金	75,188	161,778
顧客との契約から生じた債権（期末残高） 売掛金	161,778	249,647

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

当社グループは、保育事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

当社グループは、保育事業を単一の報告セグメントとしており、その他事業については重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
名古屋市	805,738	保育事業
一宮市	229,035	保育事業

当連結会計年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
名古屋市	1,001,072	保育事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	1,673.99円	2,082.60円
1株当たり当期純利益金額	265.77円	428.60円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	53,154	85,720
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	53,154	85,720
普通株式の期中平均株式数(株)	200,000	200,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	334,798	416,519
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	334,798	416,519
普通株式の発行済株式数(株)	200,000	200,000

(重要な後発事象)

(取得による企業結合)

当社は、2025年5月8日開催の取締役会において、株式会社エデュケーションネットワークの全株式を取得し、子会社化することについて決議し、2025年5月8日付で株式譲渡契約を締結し、2025年5月8日付で全株式を取得しました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社エデュケーションネットワーク

事業内容：国際ナショナルプリスクール事業、子どもを対象とした英会話スクール事業、学童事業

② 企業結合を行った主な理由

当社グループは、東海3県および関西地区に、保育所や受託保育施設の運営に加え、外部施設向けの保育物品・保育ICTシステムの販売、児童発達支援事業など、多角的な保育関連事業を展開しております。今後、保育・受託保育事業のさらなる拡大とともに、教育の質的向上にも重点を置いた事業展開を図ってまいります。

株式会社エデュケーションネットワークは、自社園舎にて国際ナショナルプリスクールを運営し、幼児から中高生までを対象とした英語教育に強みを持つ企業です。すべての外国人教師が母国の幼稚園教諭資格またはTEFL修了証を有しており、発達段階や興味に応じた柔軟な独自カリキュラムに基づく高品質な英語教育を提供しております。

本子会社化により、当社グループ内の保育施設に高度な英語教育を提供することができ、また園児及び保護者の方には日本の保育以外の選択肢を提供することが可能となります。さらにはグループ外の保育園及び幼稚園に対しましても高度な英語教育システムを提供することができることから、当社グループ全体のシナジー（相乗効果）は大きいものと考えております。

③ 企業結合日

2025年5月8日

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

株式会社エデュケーションネットワーク

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	90円
取得原価		90円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 5,929千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱はな保育	第1回無担保社債	2017年9月25日	4,500	—	0.39	なし	2024年9月25日
㈱はな保育	第2回無担保社債	2020年8月25日	15,000	5,000 (5,000)	0.23	なし	2025年8月25日
合計	—	—	19,500	5,000 (5,000)	—	—	—

- (注) 1. () 内額は、1年以内の償還予定額であります。
2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
5,000	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	120,000	1.41	—
1年以内に返済予定の長期借入金	55,316	61,004	—	—
流動負債その他（1年以内に返済予定のリース債務）	3,661	4,365	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	103,545	130,872	1.14	2027年～2029年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	11,354	10,279	—	2027年～2030年
合計	173,877	326,520	—	—

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	3,520	3,462	2,165	1,130
長期借入金	55,334	39,464	27,144	8,930

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表等規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	－
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://hd.hanahoiku.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年 6 月30日

株式会社はなホールディングス
取締役会 御中

かがやき監査法人
名古屋事務所

指 定 社 員
業務執行社員
指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士
公認会計士

奥村 隆光
牛丸 智詞

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社はなホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社はなホールディングス及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年5月8日に株式会社エデュケーションネットワークの全株式を取得した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上